

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社共和電業		コード	6853
提出日	2026/3/11	異動(予定)日	2026/3/26	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である百瀬崇子氏の所属する法律事務所との顧問契約を終了することにより、役員の属性が変更となるため、			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	輪島勝紀	社外取締役	○																有
2	綾部収治	社外取締役	○																有
3	柿崎正樹	社外取締役	○																有
4	百瀬崇子	社外取締役	○															訂正・変更	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	2016年まで取引先である日立オートモティブシステムズ株式会社(現・Astemo株式会社)に在籍しておりました。	輪島勝紀氏は、トキコシステムソリューションズ株式会社代表取締役社長および日立オートモティブシステムズ株式会社取締役を務められるなど、自動車分野や計測事業に携わる企業において要職を歴任し、幅広い知見を有しており、当社グループの経営に有益な助言をいただくと共に、独立した立場から当社の経営を監督していただく事を期待しております。 当社とトキコシステムソリューションズ株式会社の間には、お互いの独立性に影響を及ぼすような特段の資本関係や取引関係等の事情はございません。また、当社は、同氏が2016年まで在籍しておりました日立オートモティブシステムズ株式会社(現・Astemo株式会社)に対して、当社製品等の販売を行っておりますが、当社グループの連結売上高全体に占める割合は僅少であるため、当社に与える影響は無いものと認識しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
2	2015年まで取引先である芙蓉総合リース株式会社に在籍しておりました。	綾部収治氏は、金融機関をはじめとした多くの会社の取締役を歴任されており、企業経営者としての豊富な経験や見識および財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性確保、ならびに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、独立役員に指定致しました。 当社は、同氏が2015年まで在籍しておりました芙蓉総合リース株式会社と複数のリース契約を締結しているものの、取引金額は少額であることから、当社に与える影響は無いものと認識しております。また、同氏は当社の取引先であるみずほ銀行の前身企業の一つであるみずほコーポレート銀行に2012年まで在籍しておりましたが、同行を退行後、10年以上経過しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
3	2019年まで取引先である株式会社山形銀行に在籍しておりました。	柿崎正樹氏は、株式会社山形銀行常勤監査役および山形リース株式会社代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験や見識および財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保ならびに取締役会の監督機能の強化を図るうえで適任と判断し、独立役員に指定いたしました。 当社は、同氏が2019年まで在籍しておりました株式会社山形銀行と取引関係にあるものの、その内容は事業性決済かつ少額であることから、当社に与える影響は無いものと認識しております。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
4	・百瀬氏は2022年まで当社が顧問契約を締結している高橋法律事務所 所に所属しておりました。 ・当社は2026年1月まで百瀬氏所属の長濱・水野・井上法律事務所と顧問契約を締結しておりました。	百瀬崇子氏は弁護士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保および監督機能の強化を図る上で適任と判断し、独立役員に指定致しました。 当社は、同氏が所属する長濱・水野・井上法律事務所と2026年1月まで顧問契約を締結しておりましたが、顧問料は少額であります。また、2026年2月より新たに高橋法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、同氏は2022年に同事務所を退所しており、現在は所属していません。 以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員の指定を継続いたします。
5		

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。